

参 考 資 料

参考 1 平成 2 0 年度 直轄事業負担金総括表(全国集計)

参考 2 直轄事業負担金の主な問題点(全国集約)

参考 3 平成 2 0 年度分の情報開示の解析

平成 2 1 年 6 月 1 6 日

直轄事業負担金問題プロジェクトチーム

平成20年度 直轄事業負担金総括表（全国集計）

46/47

（単位：百万円）

		事業費		内 訳									
				県負担金	工事費	業務取扱費	うち営繕宿舍費 除く		率	人件費	うち退職手当	うち国家公務員 共済組合負担金	
							A	B				C	D
河川関係	建設関係	663,586	179,736	600,833	62,754								
	維持関係	152,400	66,254	131,188	21,212								
	計	815,986	245,989	732,020	83,966	78,223	9.6%	69,647	4,341	11,166	89.0%		
道路関係	建設関係	1,534,101	419,830	1,464,549	69,552								
	維持関係	268,234	108,163	249,395	18,839								
	計	1,802,335	527,993	1,713,944	88,391	82,746	4.6%	74,663	4,026	11,615	90.2%		
港湾関係	建設関係	144,018	52,246	132,086	11,932								
	維持関係	-	-	-	-								
	計	144,018	52,246	132,086	11,932	10,982	7.6%	10,237	747	1,776	93.2%		
ダム関係 (水資源機構分)	建設関係	32,492	9,561	28,638	3,854								
	維持関係	10,018	4,506	6,897	3,121								
	計	42,510	14,068	35,535	6,975	6,589	15.5%	4,915	-	545	74.6%		
公園関係	建設関係	16,082	5,358	14,809	1,272								
	維持関係	7,010	2,723	6,979	31								
	計	23,092	8,082	21,789	1,303	1,280	5.5%	1,137	82	156	88.8%		
空港関係	建設関係	23,358	5,029	22,002	1,356								
	維持関係	-	-	-	-								
	計	23,358	5,029	22,002	1,356	1,308	5.6%	1,153	70	105	88.1%		
国交省 小計	建設関係	2,413,637	671,760	2,262,917	150,720								
	維持関係	437,662	181,647	394,459	43,203								
	計	2,851,298	853,407	2,657,376	193,923	181,127	6.4%	161,751	9,267	25,364	89.3%		
農水関係	建設関係	176,784	34,442	161,594	15,190								
	維持関係	1,357	268	960	397								
	計	178,141	34,710	162,554	15,587	15,583	8.7%	13,714	646	2,385	88.0%		
計	建設関係	2,590,421	706,202	2,424,512	165,910								
	維持関係	439,018	181,915	395,418	43,600								
	計	3,029,439	888,116	2,819,930	209,510	196,710	6.5%	175,465	9,912	27,749	89.2%		

営繕宿舍費計(B、Cのうち) 13,675

補助事業では、7%未満で事業費に応じ逡減する(7%~0.5%、平均4%程度)

補助事業(国交省分)では7.2%までしか認められない

建設関係と維持関係は地方負担率等を勘案し仕分けしている。

四捨五入により、計が合わない部分がある。

和歌山県は、国交省が数値を再確認中でありし、集計から外している。

農水省の国営土地改良事業の過年度償還分については、今回情報開示されていない。

国庫補助事業と比較するため、業務取扱費中の営繕宿舍費(127億円)は控除している。

直轄事業負担金の主な問題点

区 分	内 容
工 事 費	
総 論	<p>工事工種等に対応する数量等の記載がない、具体的な事業内容が不明。</p> <p>単価が示されておらずコストの検証不可。</p> <p>費目ごとの積算根拠が不明。</p> <p>完成予定年度・残事業費等全体計画や事業進捗に関する情報開示が必要。</p> <p>事業ごとや各県への配分など負担率の考え方が不明。</p>
測量・試験費	<p>内容が不明。</p> <p>補助事業では対象外の予備設計を対象としている。</p>
用地費・補償費	内容が不明。用地費の単価が示されていない。
船舶・機械器具費	内容・内訳が不明。
業務取扱費	
総 論	<p>各節の細目単位の使途が不明。</p> <p>地方整備局、研究機関と地元事業との関連性が不明。</p> <p>占用料収入等を控除して負担金を算出すべき。</p>
事務比率	<p>補助事業に比べ事務比率が高い。</p> <p>事業ごとに事務比率に差があり、考え方が不明。</p>
人件費比率	<p>補助事業に比べ人件費比率が高い。</p> <p>人件費比率のルールが不明。</p>
費 目 別	
人 件 費	<p>人件費の負担根拠・積算が不明。</p> <p>個別事業の事務費で人件費を負担すべきではない。</p> <p>人件費按分ではなく業務内容等による按分にすべき。</p> <p>事業との関係が明らかでない国土技術総合研究所、地方整備局、技術事務所等の職員人件費が計上。</p> <p>補助事業では認められていない管理職の人件費が計上。</p> <p>補助事業では認められていない退職手当が計上。</p> <p>児童手当、公務災害補償を負担する根拠が不明。</p> <p>職員諸手当の内容が不明。</p> <p>非常勤職員手当等の勤務形態が不明。</p> <p>超過勤務手当の支給対象範囲が不明。</p> <p>共済組合負担金を負担する根拠が不明。</p>
日額旅費	対象外の地方整備局、技術事務所分が含まれている。
情報処理業務庁費	直轄事業に実施に要する経費が不明。
自動車重量税	対象台数と配置事務所が不明。
国有資産等所在市町村交付金	対象施設、負担根拠が不明。
営繕宿舍費	<p>補助事業では認められていない庁舎、宿舍の補修費等が計上。</p> <p>庁舎等の建設及び修繕の目的、所在、規模、既存施設の状況等が不明。</p> <p>庁舎・宿舍ごとに負担率のバラツキがある。関係自治体の負担率が不明。</p> <p>恒久的な建物の建設費は負担すべきではない。</p> <p>入札との差額を検証する必要がある。</p> <p>事務所跡地を売却した場合の負担金の取扱いが不明。</p>
備品取得実績	<p>取得備品の使用目的、仕様等が不明。</p> <p>直接事業に必要な備品に限定すべき。</p>
そ の 他	<p>課徴金を払った公用車運転委託業務の計上が不明。</p> <p>21年度予定額通知で記載されていた広報費、車両費の計上が不明。</p>

各都道府県から提出された意見を整理したもの。

1 建設費

(1) 工事費

国庫補助事業		直 轄 事 業		新基準作成の方向性・考え方	
交付申請		平成20年度情報開示の記載内容		協議段階	
実績報告		評 価		完了実績報告	
本工事費、附帯工事費、用地及補償費等について、実施計画を協議		おおまかな事業実施箇所及び事業内容は示されている。		補助事業に添付する平面図等が必要	
本工事費、附帯工事費、用地補償費等		おおまかな事業実施箇所及び事業内容は示されている。		本工事費、附帯工事費、用地及補償費等の実施計画の協議が必要	
				本工事費、附帯工事費、用地補償費等の合計額の確認が必要	

(2) 事務費

国庫補助事業				直 轄 事 業		新基準の方向性・考え方	
交付申請				平成20年度情報開示の記載内容		協議段階	
実績報告				評 価		事業完了段階	
費目	節	区分	区分	平成20年度情報開示の記載内容	評 価	協議段階	事業完了段階
事務 雑 費	人 件 費	給料	人件費	業務取扱費	積算の根拠・ルールの確認が必要。(事業ごとに比率が違う) 補助事業に比べ、比率が高い。	補助事業と同等な事務費の制限率を策定し、確認が必要	合計額の確認が必要
				総 額	積算の根拠・ルールの確認が必要。補助事業に比べ、比率が高い。	補助事業と同等な人件費の制限率を策定し、確認が必要	合計額の確認が必要
	職員手当	扶養、初任給調整、通勤特殊勤務、遠隔地、時間外勤務、期末・勤勉寒冷地、住居、児童手当	職員基本給	職員基本給	給料の対象となっている職員の工事への関与の内容・従事量・範囲について確認が必要 工事への直接関与が認められない管理職は国庫補助対象外	支弁対象となる範囲の確認が必要 管理職は対象外	人件費の合計額の確認が必要
				職員諸手当、超過勤務手当、常勤職員給与、非常勤職員手当、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、 退職手当 、児童手当、	国庫補助対象とされていない公務災害補償費、退職手当の負担については検討が必要(補償費・退職手当の性格、対象職員の工事への関与の内容等)	退職手当は対象外	
					直接直轄事業を実施していない国土技術政策総合研究所等職員の給料等の負担については、確認・検討が必要(研究所の工事への関与の内容等)	原則、対象外 ただし、直轄工事に直接的に関係する経費については対象	
	共済費		国家公務員共済組合負担金	地方交付税措置(地方財政計画)での対応状況の確認が必要 退職手当に係る共済費は、手当の取扱と同様にすることが必要	人件費に付随する経費として合理的範囲で対象(管理職、退手に係る共済費は除く)		
旅費	普通旅費、日額旅費	旅費	職員旅費、日額旅費	補助では対象外となる整備局、技術事務所分が含まれている。	工事に直接必要な経費であることの明示が必要	旅費の合計額の確認が必要	

国総研においては、各種技術基準の策定や技術的に困難を伴う工事現場において、技術指導等を行っており、関係職員の人件費を全国で按分している。

国庫補助事業				直 轄 事 業		新基準の方向性・考え方	
交付申請			実績報告	平成20年度情報開示の記載内容		新基準の方向性・考え方	
費目	節	区分	区分	平成20年度情報開示の記載内容	評 価	協議段階	事業完了段階
庁費	賃金	賃金	食糧費	<p>庁費、情報処理業務庁費</p> <p>庁費等には国土総合技術政策研究所、中国地方整備局本局、技術事務所等の経費を含む。</p> <p>用地事務委託費</p> <p>自動車重量税</p> <p>固有資産所在地市町村交付金</p>	<p>直接直轄事業を実施していない国土技術政策総合研究所等職員の事務費の負担については確認・検討が必要（研究所の工事への関与の内容等）</p> <p>直轄事業と直接関係する経費か庁費、情報処理業務庁費の内容（区分）の確認が必要</p>	<p>原則、対象外 ただし、直轄工事に直接的に關係する経費については対象</p> <p>工事に直接必要な経費であることの明示が必要</p>	<p>庁費の合計額の確認が必要</p>
	共済費	社会保険料					
	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費					
	役務費	通信運搬費 自動車保険料	その他 庁費				
	使用料						
	備品購入	庁用器具費、機械器具費					
	委託料						
	公課費	自動車重量税					
	市町村交付金						
工事雑費	報酬	報酬	工事雑費	<p>工事雑費</p> <p>用地処理事務費</p> <p>諸謝金</p> <p>営繕宿舍費</p>	<p>用地処理事務費、工事雑費、諸謝金の内容（区分）の確認が必要。</p> <p>備品購入費については、購入する備品の内容や工事完了後の処分等について、国庫補助事業と同様に扱うことが必要</p> <p>対象経費の例） ・現場工事事務所に係る賃借料 ・現場事務所に係る光熱水費 ・工事施工に要する機械・器具 ・現場事務所に設置する机、椅子等 ・買収用地の登記委託料</p> <p>対象外経費の例） ・本庁で要する経費</p>	<p>工事の施工に直接係る経費であること及び積算根拠の確認が必要</p> <p>購入する備品等について、国庫補助と同様の取扱となることの確認が必要</p>	<p>工事雑費の合計額の確認が必要</p>
	賃金	賃金					
	共済費	社会保険料					
	需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕料					
	役務費	通信運搬費 自動車保険料					
	委託料						
	使用料及び賃借料						
	公課費	自動車重量税					
	備品購入	庁用器具費、機械器具費					
報償費							
その他	営繕宿舍費						

2 維持管理費

国庫補助事業		直 轄 事 業		方向性・考え方
		平成20年度情報開示の記載内容	評 価	
<p>工事費関係 (工事費、測量及試験費、機械器具費)</p>	<p>一部事業(舗装補修、橋りょう補修等)を除き、国庫補助対象外</p>	<p>維持管理費：県の負担割合が4.5/10の事業</p> <p>河川関係 河川維持修繕費 [河川ごと] (堤防除草、水閘門操作、河川巡視、護岸修繕等)</p> <p>堰堤維持費 (放流設備制御装置更新、流木処理、管理用発電設備監視装置ほか更新 等)</p> <p>道路関係 沿道環境改善(修繕)[路線ごと] (低騒音舗装)</p> <p>直轄道路維持修繕(維持)[路線ごと] (道路巡視1回/日,5日/週,除草1回/年,路面清掃1回/年路面補修、構造物補修、交通安全施設等/)</p> <p>直轄動路維持修繕(修繕)[路線ごと] (橋りょう補修、トンネル補修、防災対策)</p> <p>道路維持修繕費(維持・建設機械)[路線ごと] (維持修繕車更新、建設機械定期点検・修繕)</p> <p>道路維持修繕費(修繕・建設機械)[路線ごと] (維持作業車更新、建設機械定期点検・修繕)</p>	<p>維持管理については、国土保全上、広域的な交通の確保の観点から、施設の管理水準を決定する管理者である国が当然に負担すべき</p> <p>管理水準が適切であるかを県として判断することは極めて困難</p> <p>県の管理する施設については、維持管理費は全て県が負担しており、国が管理する場合のみ県に負担が求められているのは著しく均衡を欠く</p> <p>地方交付税措置(地方財政計画)での対応状況の確認が必要</p> <p>維持管理に係る県の「受益の範囲」と負担の考え方を確認することが必要 例)建設機械の購入等については、購入時に一括して負担を求めるのではなく、当該年度応益分について求めるべき</p> <p>工事関係費(測量及試験費、機械器具費)の具体的な用途について確認が必要</p>	<p>原則、対象外</p> <p>維持管理については、国土保全上、広域的な交通の確保の観点から、施設の管理水準を決定する管理者である国が当然に負担すべき</p> <p>県管理施設の維持管理費については、県が全額を負担していることから、国管理施設についても国が全額を負担すべき。</p> <p>ただし、舗装補修や橋りょう補修など、補助事業との整合に配慮</p>
<p>事務費</p>			<p>事務費(人件費、庁費、旅費、工事雑費等)の具体的な用途について確認が必要</p>	

平成22年度廃止